

# 弁護士による無料電話相談 「旧統一教会に対する 債権申出のための110番」

2026年8月28日（金）

午後2時～午後4時

電話番号 028-633-3514

事前予約不要

相談料無料、通信料のみ

ただし、電話相談後に弁護士に正式に依頼される（委任契約に至る）場合には弁護士費用が発生します。

相談対象：

- ・ 旧統一教会に清算手続きが始まったので被害申出をしたいけど、どうすれば良いかわからない。
- ・ 被害申出を自分でできるか不安なので、専門家に依頼したい。
- ・ 専門家の知り合いがない、全国統一教会被害対策弁護団を紹介して欲しい。

など

2026年3月4日、旧統一教会について宗教法人法に基づく清算手続きが開始し、清算において、本年5月20日から1年間にわたって債権申出期間が設定されました。清算に対する被害申出はどうすれば良いか、申し出を自分でできるか不安等のご相談が想定されますので、被害者の実効的な救済を図るため、本110番を実施させていただきます。

まずはお気軽にご相談ください。

お問い合わせ 栃木県弁護士会 TEL：028-689-9000